

第 3 回横浜市入札・契約制度改革検討委員会

1 開会

2 議事

(1) 入札・契約制度の検討について

- ・ 談合等不正行為の防止
- ・ 競争性の向上
- ・ 適正な品質の確保
- ・ 市内企業の活性化

(2) 制度改革のための多様な意見の聴取について

(3) その他

4 閉会

(参考資料) 検討項目と4つの視点との関連性

	談合等の不正行為の防止	競争性の向上	適正な品質の確保	市内企業の活性化
1 入札前の契約情報(予定価格・最低制限価格)の公表				
2 発注者の指名行為の縮小				
3 入札監視委員会の設置				
4 一般競争入札の拡大				
5 ランク制の単純化				
6 郵便入札の導入				
7 談合等に対する損害賠償予定条項の設定				
8 不正行為に対する指名停止の強化				
9 競争促進的要因				
10 低入札調査価格制度の適用範囲の拡大				
11 新しい入札方式の採用				
12 共同企業体の縮小				
13 随意契約				
14 工事成績の反映強化				
15 発注者支援データベースの利用の拡大				
16 監督・検査体制の充実				
17 市内企業優先枠の土俵づくり				
18 分割発注の縮小				
19 市内企業下請活用				

入札・契約制度改革検討委員会の検討状況（一覧）

項 目	現 行	検討委員会方向性
1 談合等の不正行為の防止		
予定価格事前公表の拡大	1億円以上の汎用型以外で実施	
最低制限価格及び低入札調査基準価格の事前公表	未実施	
発注者の指名行為の縮小（競争制限的条件）	行政区区分、希望順位、受注状況等を考慮して選定	
入札監視委員会の設置	未設置	設置の方向 職務内容は今後の検討
一般競争入札の拡大	意向反映型指名競争入札	拡大
ランク制	主要6工種で3～4ランク制	縮小か、廃止か
損害賠償条項の設定	未設定	設定の方向 10%～20%
指名停止措置の強化	談合：3か月～12か月	停止措置の強化は賛否両論 ・ 厳罰化がよい ・ 罰則は軽いほうがよい
2 競争性の向上		
競争促進的要因	優良業者等の優遇	
落札決定方式		
低入札調査価格制度	WTO案件に適用	
最低制限価格制度	WTO案件以外に適用	
総合評価方式	未採用	価格のみでない落札決定方法として評価
新しい入札方式の採用	契約後VEを試行	入札時VE、DB方式 総合評価方式
共同企業体	共同企業体を積極的活用	
随意契約	地方自治法に基づき限定	
3 適正な品質の確保		
工事成績の反映強化	工事成績に基づき選定	
発注者支援データベースの有効活用	1億円以上の工事に活用	
監督・検査体制の充実	監督・完成検査を実施	（中間検査の実施を予定）
4 市内企業活性化		
市内企業優先枠の土俵づくり	市内発注を優先	市内優先の根拠の明確化 市内優先については賛否両論 ・ 市内企業は地理的に有利なのだから優先させる必要はない ・ 市内経済への影響から市内優先すべき
分割発注	分離・分割発注を推進	コストを考慮した分割発注
市内企業下請活用	入札参加資格申請・落札時にお願い	

入札・契約制度改革検討委員会の検討状況（詳細）

1 談合等の不正行為の防止

委員の意見

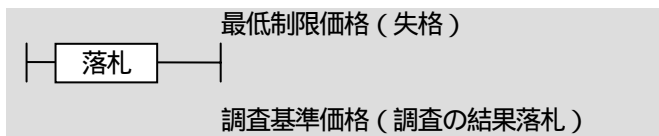
(1) 発注者である横浜市が、契約情報等漏洩等の不正行為を行わない。

入札前の契約情報の公表

- ア 予定価格の事前公表の拡大（全政令市で実施）
 - ・現在、意向反映型指名競争入札の1億円以上の案件について実施。
 - ・1億円未満の工事についても予定価格の事前公表を検討。
- イ 最低制限価格の事前公表（京都市、大阪市、福岡市で実施）
 - ・最低制限価格の設定の妥当性
 - ・調査基準価格の適用範囲の拡大（W T O案件について現在採用）

<参考：落札者決定の方式>

- ・最低制限価格制度



- ・低入札価格調査制度
(調査基準価格と最低制限価格の両方を1件の入札に適用している都市もある。)
- ・価格以外の要素を加えた落札者の決定（総合評価方式・政令市での導入は無）

発注者の指名行為の縮小

- ア 指名競争入札の範囲の縮小
- イ 業者選定にあたっての、選定条件の整理等。

<選定基準>

- | | | |
|---------|----------------|--------------|
| 1 工種区分 | 2 格付工種における等級区分 | |
| 3 所在地区分 | 4 行政区区分 | 5 地理的条件 |
| 6 経営規模 | 7 工事成績 | 8 専門性 |
| 9 希望順位 | 10 技術的適性 | 11 同種工事の請負実績 |
| 12 受注状況 | 13 災害協力業者 | |

(2) 第三者による入札、契約手続のチェックシステムの創設

入札監視委員会の設置 (13 政令指定都市のうち横浜市を除いて設置済み)

(設置目的)

入札及び契約の過程、並びに契約の内容の透明性を確保する。

・入札監視委員会は、屋上屋を重ねるものでなければ、設置すればよい。

(3) 入札参加者が、談合等の不正行為を行いにくくする。

入札参加者の拡大

ア 一般競争入札の拡大による参加者の増加 (単なる増加でなく、参加者について予想がつかない制度とすることが理想)

一般競争入札

<p><メリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の増大 ・入札参加機会の拡大が図れる。 ・入札参加条件の透明化が図れる。 	<p><デメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続きが長期化、煩雑化する。 ・不良、不適格業者対策が必要になる。 ・ダンピング対策をとる必要がある。 ・市内企業のみ参加が困難となる。
--	---

(参考)

	6 億円	22.2 億円
(現行)	意向反映型指名競争入札	一般競争入札
(検討案)	(条件付き)一般競争入札 公募方式	同上

イ 意向反映型指名競争入札の変更

・意向反映型指名競争入札公募方式の拡大と指名行為を伴う選定方式の再考。

(参考)

ランク/工種	現 行	(案)
A	意向反映型公募方式	条件付き一般競争入札 公募方式
B	意向反映型選定方式	
C・D	汎用型	公募方式 汎用型

- ・細分化されたランク制を工事实績や履行能力を基準に単純化。
(具体的には2段階程度)

(参考)

(業者数)

現 行			(案)		
ランク/工種	土 木	建 築	ランク/工種	土 木	建 築
A	29	24	A	92	65
B	63	41			
C	153	91	B	564	255
D	411	164			

ウ 指名競争入札における指名業者数の増加

郵便入札の導入 (入札参加者の把握を困難にする。/設計図書の渡し方にも工夫必要。)

公正取引委員会への通報制度を確立する (通報マニュアルの作成)。

(4) 不正行為を行った者に対する罰則の強化

談合等に対する損害賠償条項の設定 (都道府県、政令指定都市 60 団体のうち対請負金額 10%が 40 団体、20%が 4 団体、30%が 1 団体)

- ・損害賠償条項の設定

不正行為に対する指名停止措置の強化 (短期 1 か月 ~ 長期最大 24 か月 / 2 年間の資格取消)

- ・本市工事に関連した不正行為については厳罰で対応する。

(参考)

	事 由	期 間
現行	談合等不正行為	3 か月以上 12 か月以下
(案)	本市の工事に関わる不正行為	12 か月以上 24 か月以下

- ・損害賠償条項は、談合防止の効果があると思う。
- ・10%でよいのではないか。
- ・抑止力や裁判費用を考えるともっと上げてよい
- ・損害賠償を契約の条項に入れるのは当然と考える。
- ・住民訴訟で、原告の請求は 20%だったが、裁判で 10%になった。
- ・指名停止を厳しくするのはよいと思う。
- ・指名停止期間を 6 ~ 12 か月とするのは業者にとってかなり厳しくなる。
- ・罰則は軽いほうがよい。
- ・指名停止は原因となった問題が個々に違うので、画一的に処理するのはどうかと思う。
- ・全国的には賠償額を設定し、指名停止も厳しくなってきた。

2 競争性の向上

- (1) 入札参加者の拡大
 一般競争入札の拡大による参加者の増加
 1 - (3) - ア で説明(再掲)
- 意向反映型指名競争入札の変更
 1 - (3) - イ で説明(再掲)
- (2) 競争制限的条項の撤廃と競争促進要因の拡充
 発注者による指名にあたっての受注機会調整的条項等の整理
 1 - (1) - イ で説明(再掲)
- 優良業者等の優遇
 ・工事成績優良業者優先、災害協力業者優先等。
 ・具体的な優先方策を検討
- (3) 価格のみでなく、技術力が活かされる入札方式の導入
 ・様々な入札方式の導入

入札時 VE 方式

施工方法等の指定部分を一部はずして、入札手続の中で VE 提案を求めるもの。

その1 技術提案型競争入札方式

競争参加希望者から、VE 提案を受け付け、内容を審査して、競争(入札)参加者を決定し、次に、競争参加者は技術提案に基づいて入札し、価格競争で落札者を決定する方式。

その2 技術提案総合評価方式

技術提案と価格提案とを一括して審査し、工期、安全性など価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決める方式。まず、同種工事の実績等を審査して、競争参加者を決定したうえで、技術提案と価格提案をさせ、総合評価により落札者を決定。

設計、施工一括発注方式(DB・デザインビルド方式)

設計、施工を一括して同一業者に発注する方式。公共工事は、設計、施工の分離発注が原則だが、種類の業者有する特別な設計、施工技術を活用することが適当な工事については、例外として、この方式としている。ただし、入札を行うためには、ある程度、工事の輪郭を示す必要があるため、概略的な設計等、必要最低限のことは発注者が行う。

その1 価格競争タイプ

同種工事の実績等の審査により、競争参加希望者を決定し、設計等の技術提案を受け付け、競争参加者を決定し、次に、価格競争を行い、落札者を決定する方式。

その2 総合評価タイプ

同種工事の実績等の審査により、競争参加者を決定し、設計案等の技術提案と価格提案を受け付け、総合評価で落札者を決定する方式。

- (4) 共同企業体の見直し
 ・JV制度の見直し
 ・混合入札の採用
 ・経常JVの見直し
- (5) 随意契約

- ・入札方式は、発注者の負担軽減も含めて単純にするほうがよい。
- ・入札方式の適用範囲は件数ベースではなく、金額ベースで考えればよい。
- ・市内企業が入札参加できる範囲で競争性を上げればよい。
- ・発注件数が大幅に減っているため、競争性を拡大しても、多少は大変だが事務処理も可能ではないか。
- ・有効な競争が適切に行われるための参加者数は10~15者と言われている。

- ・総合評価方式等の入札制度については賛成である。
- ・総合評価方式導入への社会的圧力はある。
- ・総合評価方式は大きな工事で可能と考えられもので、全ての工事に導入することは適当でない。

3 適正な品質の確保

- (1) 入札参加条件に工事成績を反映する。
 - ・工事成績を入札参加条件の一つとする。
- (2) 発注者支援データベースの有効活用
 - ・技術者の確認対象範囲の拡大
 - ・同種工事の施工実績の確認
- (3) 不良、不適格業者対策
 - ・監督、検査体制の充実
 - ・中間検査の実施
 - ・低入札にあたっての常駐監督の検討

4 市内企業活性化

- (1) 市内企業優先枠の土俵づくり
 - ・競争性を高めつつ、市内企業優先枠は残す（入札参加条件の一つとして）。
- (2) 分離・分割発注
 - ・専門職種業者の育成につながる分離発注
 - ・分割発注
- (3) 下請けの活用、資材調達にあたっての市内企業活用の義務付け
 - ・地域経済対策の一環として

- ・市内企業は工事場所に近いので、当然費用は安くなり、入札で有利になるはず。
- ・市内企業優先基準を明確にすべき。
- ・市内経済への影響が大きいことなどから、できるだけ市内企業へ優先発注して欲しい。

制度改革のための多様な意見の聴取について

1 意見聴取の実施

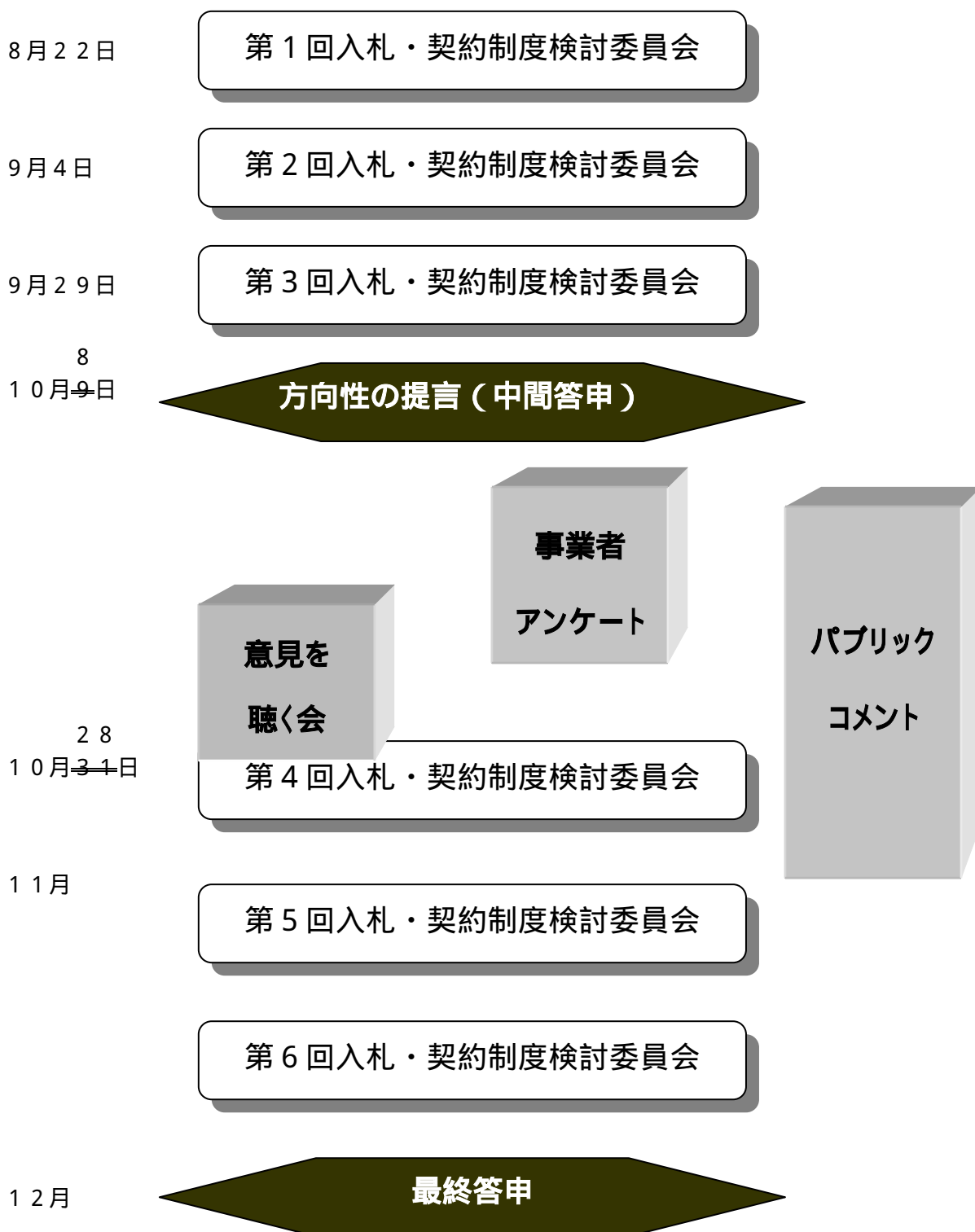
入札・契約制度改革検討委員会が制度改革を検討するに当たり、広く意見を求める手段として、パブリックコメント、事業者アンケート及び意見を聴く会を開催し、多様な意見を制度改革に反映します。

2 対象者及び実施時期について

広聴制度	趣 旨	対 象 者	実施時期(予定)
パブリック コメント	入札・契約制度の改革を行うに際し、その案を公表し、市民に広く意見等を提出する機会を設ける	市内在住・在勤・在学の方 市内に事業所を有する方	10月中旬から 11月初旬まで (3週間)
事業者 アンケート	制度をより良く、かつ、実効性のあるものとするため、契約の相手方としての事業者に対して、意見を求める	本市入札有資格者 (市外業者は除く)	10月初旬から 10月中旬まで (2週間)
意見を聴く会	入札・契約制度の改革に意見がある方々から、公開の場で意見聴取を行う	入札・契約制度の改革に意見がある方	28 (火) 10月 31 日 (金)

委員会終了後、日程調整の結果、変更

入札・契約制度改革検討委員会の検討スケジュール（案）



委員会終了後、日程調整の結果、変更

第3回 横浜市入札・契約制度改革検討委員会

資料

1	政令指定都市の入札契約制度	・・・・・・・・・・	1
2	入札監視委員会の設置状況と業務の内容	・・・・・・・・・・	2
3	平成14年度発注方式・設計金額別発注状況	・・・・・・・・・・	3
4	平成14年度のJV工事一覧	・・・・・・・・・・	4
5	随意契約の要件及び内容	・・・・・・・・・・	5
6	関係法令	・・・・・・・・・・	6
7	「官公需契約の手引き - 施策の概要 - 」	・・・・・・・・・・	7

1 政令指定都市等の入札・契約制度比較

都市名	設計価格の公表		予定価格の公表		最低制限価格等の公表		損害賠償予 約条項	指名停 止期間	郵便入札	一般競争入札
	入札前	入札後	入札前	入札後	入札前	入札後				
札幌市	×			×	×		10%	9か月 ～ 24か月	×	5億円以上
仙台市	×	×			(低入札)	(低入札)	10%	6か月 ～ 24か月	×	3億円以上
さいたま市		×	×		×		×	6か月 ～ 12か月	×	1億円以上
千葉市		×		×		×	10%	5か月 ～ 24か月	×	22.2億円以上
川崎市	×				×		10%	3か月 ～ 12か月	×	土木3億円以上 建築6億円以上
名古屋市	×	×			×	(低入札)	10%	12か月	×	22.2億円以上
京都市	×	×		×		×	10%	24か月	×	22.2億円以上
大阪市	×	×		×			10%	12か月 ～ 24か月	(H14度特例 として2件実 施)	22.2億円以上
神戸市	×	×			×	×	10%	12か月	×	22.2億円以上
広島市		×	×		(低入札)	×	10%	1か月 ～ 12か月		3億円以上
北九州市	×	×		×	×		20%	資格停止	×	5億円以上
福岡市	×	×		×		×	20%	6か月 ～ 24か月	(試行中)	22.2億円以上
横須賀市	(設計 価格事前 公表型)		(希望 価格事前 公表型)		×				× (電子入札)	全工事
宮城県					×					1千万円以上
長野県			×		×					(受注希望型競争入札) 土木8千万円以上 建築8千万円以上 ほか2千万円以上 からあり
横浜市	×				×	×	×	3か月 ～ 12か月	×	22.2億円以上

- 1 印は全部
印は一部
×印は未実施
- 2 指名停止期間は、当該都市における談合の場合

2 入札監視委員会等の設置状況と業務の内容（国及び政令指定都市）

平成15年7月31日現在

都市名	名称	委員 の数	設置時点	運用状況報告	抽出審議及び 意見具申	非指名理由等再苦 情処理	談合情報	制度改善審議	W T O 苦情
札幌市	入札等監理委員会	5名	H13.4.1			札幌市政府調達等 苦情検討委員会	談合情報調査委員会		札幌市政府調達等苦 情検討委員会
仙台市	仙台市入札等 監視委員会	5名	H14.1.1			×	事務事項（工事）特 別委員会		
千葉市	千葉市入札適正化・ 苦情検討委員会	5名	H14.3.22				公正入札調査委員会	入札制度検討会	
さいたま市	さいたま市入札監視・ 苦情処理委員会	5名	H15.7.15				さいたま市建設工事 等請負業者審査選定 委員会	さいたま市建設 工事等請負業者 審査選定委員会	
川崎市	川崎市入札監視委員会	3名	H14.4.1			市民オンブズマン	公正入札調査委員会	入札・契約制度 改革検討委員会	川崎市政府調達苦情 検討委員会
名古屋市	名古屋市入札 監視委員会	5名	H8.4.1				公正入札調査委員会	×	名古屋市政府調達苦 情検討委員会
京都市	京都市契約審査 委員会	5名	H6.12.28			京都市政府調達苦 情検討委員会 （要綱改正中）	×		京都市政府調達苦情 検討委員会
大阪市	大阪市入札等 監視委員会	3名	H13.4.1				公正入札調査委員会	入札契約制度改革 検討委員会	政府調達苦情検討委 員会
神戸市	神戸市特定調達 調査委員会	5名	H8.1.1				×	×	
広島市	広島市入札監視 委員会	5名	H14.4.1				広島市建設工事競争 入札調査委員会	広島市公共工事 発注制度・事務 検討委員会	広島市政府調達苦情 検討委員会
福岡市	福岡市入札監視 委員会	5名	H13.8.1					×	福岡市特定調達苦情 検討委員会
北九州市	北九州市入札監視 委員会	5名	H14.4.1				×	×	北九州市政府調苦情 検討委員会
横浜市	-		H6.4.1	監査委員	-	横浜市調達に係る 不服等審査委員会	×	横浜市入札・契 約制度改革検討 委員会	横浜市調達に係る 不服等審査委員会
国	入札監視委員会（大臣 官房及び地方整備局）	5名	H6.4.1				公正入札調査委員会 （地方整備局）	-	政府調達苦情処理推 進本部（内閣府）

3 平成14年度発注方式・設計金額別発注状況

(1) 発注件数

設計金額	一般競争	意向公募	意向選定	技術適性	汎用	計	降順累計	降順割合	昇順累計	昇順割合	設計金額
2,200百万円以上								0.00%	2,846	100.00%	全工事
600百万円以上	2	6		5	5	18	18	0.63%	2,846	100.00%	2,200百万円未満
100百万円以上		62	58	22	45	187	205	7.20%	2,828	99.37%	600百万円未満
50百万円以上					273	273	478	16.80%	2,641	92.80%	100百万円未満
25百万円以上					421	421	899	31.59%	2,368	83.20%	50百万円未満
10百万円以上					736	736	1,635	57.45%	1,947	68.41%	25百万円未満
5百万円以上					853	853	2,488	87.42%	1,211	42.55%	10百万円未満
2.5百万円以上					279	279	2,767	97.22%	358	12.58%	5百万円未満
2.5百万円未満					79	79	2,846	100.00%	79	2.78%	2.5百万円未満
総計	2	68	58	27	2,691	2,846					

1 継続工事は、1期目のみの金額とした。

2 合併入札は、合併した合計金額とし、件数は1件とした。

(参考)

合併入札件数		16	2	1	53	72
--------	--	----	---	---	----	----

合併入札のうち、主契約以外の件数。

(2) 発注金額

(単位:百万円)

設計金額	一般競争	意向公募	意向選定	技術適性	汎用	計	降順累計	降順割合	昇順累計	昇順割合	設計金額
2,200百万円以上								0.00%	115,716	100.00%	全工事
600百万円以上	2,280	6,077		4,904	4,562	17,823	17,823	15.40%	115,716	100.00%	2,200百万円未満
100百万円以上		14,767	10,455	6,942	11,713	43,876	61,699	53.32%	97,893	84.60%	600百万円未満
50百万円以上					19,819	19,819	81,518	70.45%	54,017	46.68%	100百万円未満
25百万円以上					14,626	14,626	96,144	83.09%	34,198	29.55%	50百万円未満
10百万円以上					11,712	11,712	107,856	93.21%	19,572	16.91%	25百万円未満
5百万円以上					6,647	6,647	114,503	98.95%	7,860	6.79%	10百万円未満
2.5百万円以上					1,070	1,070	115,573	99.88%	1,213	1.05%	5百万円未満
2.5百万円未満					143	143	115,716	100.00%	143	0.12%	2.5百万円未満
総計	2,280	20,843	10,455	11,846	70,292	115,716					

4 平成14年度のJV工事一覧

< 技術力結集型共同企業体 >

(下線は市内企業)

受付番号	工事名	契約業者	契約金額	工種	契約日
14 5004	本牧ふ頭整備工事(その3 7 載荷盛土工)	立川・扇建設共同企業体	270,321,450	土木	140424
14 5005	南部処理区浦舟地区下水道再整備工事	ドリーム・中鉢建設共同企業体	248,829,000	土木	140424
14 5010	山下小学校第二方面校新築工事(第1工区建築工事)	馬淵・工藤建設共同企業体	950,250,000	建築	140926
14 5011	山下小学校第二方面校新築工事(第2工区建築工事)	イワキ・簡見建設共同企業体	651,000,000	建築	140926
14 8001	西部下水処理場雨水ポンプ施設築造工事	大成・三井・山岸建設共同企業体	862,050,000	土木	140801
14 5016	新横浜長島地区道路築造工事(その3) 他3件	イワキ・日機建設共同企業体	212,100,000	舗装	140905
14 5024	(国庫)横浜動物の森公園ジャングルゾーン外構整備工事 他1件	三橋・横庭造園共同企業体	330,750,000	造園	140919
14 5026	大黒ふ頭荷捌き地整備工事(14-1)	重田・関東建設共同企業体	117,600,000	舗装	140919
14 5036	山下小学校第二方面校新築工事(電気設備工事)	清進電設・三興電設建設共同企業体	201,600,000	電気	141003
14 5041	新横浜公園小机競技場周辺園地整備工事(市単) 他1件	奈良・サカタ造園共同企業体	225,750,000	造園	141017
14 5038	浦舟救護施設(仮称)、天神ホーム、浦舟特別養護老人ホーム(仮称)、浦舟地域ケアセンター及び南区福祉保健活動拠点整備工事	大林・紅梅・相鉄・千代田アクタス建設共同企業体	2,147,250,000	建築	141219
14 5039	浦舟救護施設(仮称)、天神ホーム、浦舟特別養護老人ホーム(仮称)、浦舟地域ケアセンター及び南区福祉保健活動拠点整備工事(電気設備工事)	扶桑・三沢・新興建設共同企業体	945,000,000	電気	141219
14 5040	浦舟救護施設(仮称)、天神ホーム、浦舟特別養護老人ホーム(仮称)、浦舟地域ケアセンター及び南区福祉保健活動拠点整備工事(空調和設備工事)	エルゴテック・日宝工業建設共同企業体	636,300,000	管	141219
14 5047	都市計画道路鴨居上飯田線(鴨居地区)街路整備工事(橋面工)	大成ロテック・大雄建設共同企業体	194,250,000	舗装	141031
14 8002	南部処理区万世雨水幹線下水道整備工事	清水・前田・佐藤・加藤建設共同企業体	1,379,700,000	土木	141101
14 5073	十日市場住宅建替工事(準幹線道路整備工事)	立川・関根建設共同企業体	278,796,000	土木	141226
14 5070	北部処理区新羽末広幹線上末吉分水人孔築造工事	奥村・相鉄建設共同企業体	219,450,000	土木	141227
14 5074	浦舟救護施設(仮称)、天神ホーム、浦舟特別養護老人ホーム(仮称)、浦舟地域ケアセンター及び南区福祉保健活動拠点整備工事(衛生設備工事)	山本電気水道・矢崎設備建設共同企業体	580,650,000	管	150116
14 5079	鶴ヶ峰アパート第2期建替工事(第2工区建築工事)	北沢・住吉建設共同企業体	390,600,000	建築	150227

< 技術修得型共同企業体 >

(下線は市内企業)

受付番号	工事名	契約業者	契約金額	工種	契約日
14 6001	本牧ふ頭整備工事(その3 4 埋立工)	東亜・紅陽建設共同企業体	426,300,000	港湾	140404
14 6004	南本牧埋立工事(その2 2 0 第4ブロック潜堤築造)	若築・谷本建設共同企業体	357,000,000	港湾	140424
14 6005	南本牧埋立工事(その2 1 9 第4ブロック潜堤築造)	東洋・日栄建設共同企業体	399,000,000	港湾	140424
14 6006	本牧ふ頭整備工事(その3 8 埋立工)	五洋・鋼栄建設共同企業体	469,350,000	港湾	140424
14 6012	金沢処理区上大岡西地区下水道整備工事	日本国土・馬淵・千代田アクタス建設共同企業体	787,500,000	土木	141021
14 6013	山下ポンプ場雨水滞水池築造工事	鹿島・加藤・保土ヶ谷建設共同企業体	903,000,000	土木	141021
14 6023	南本牧埋立工事(その2 1 8 . 外周護岸基礎本体工)	東亜・富国建設共同企業体	386,400,000	港湾	141212
14 6024	都筑処理区佐江戸雨水幹線下水道整備工事	三井・工藤・三橋建設共同企業体	850,500,000	土木	141227
14 6025	神奈川処理区白幡第二幹線下水道整備工事	戸田・相鉄・イワキ建設共同企業体	1,480,500,000	土木	141227
14 6026	都市計画道路環状2号線羽沢地区街路整備工事(5工区その2 9)	三井・イワキ・保土ヶ谷建設共同企業体	257,250,000	土木	141227
14 6027	都市計画道路環状2号線森支線街路整備工事(第3工区・その3)	竹中土木・加藤・千代田アクタス建設共同企業体	787,500,000	土木	150220
14 6028	末吉橋架替工事(その1)	清水・日本鋼管工事・馬淵建設共同企業体	434,700,000	土木	141227

5 随意契約の要件及び内容

1 随意契約の要件（地方自治法施行令第167条の2第1項・工事又は製造の請負）

(1) 予定価格が2,500,000円を超えないとき（第1号）

（本市取扱例）

本市においては、契約手続きの公正化、透明化等を図る観点から2,500,000円以下の工事についても入札を行っています。

(2) 性質又は目的が競争入札に適しないとき（第2号）

（本市取扱例）

焼却工場の焼却炉や下水処理場関連機械等の特殊な設備の補修等であって、当該工事を施工することのできる業者が他にいない場合に、本号による随意契約を行っています。

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき（第3号）

（本市取扱例）

災害の発生により緊急に締結する必要がある工事又は製造の請負契約については、横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37号）第4条第4項第2号に基づき、各局で契約できることとなっています。

(4) 競争入札に付することが不利と認められるとき（第4号）

（本市取扱例）

工期が長期間にわたるため、本来一体、かつ、一貫した施工が必要な工事であるにもかかわらず、国庫補助の関係上分割して発注せざるをえない場合の後発工事は、継続工事として随意契約を行っています（先行工事は入札を行います。）

(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき（第5号）

（本市取扱例）

第5号に基づく随意契約は、行っておりません。

(6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき（第6号）

（本市取扱例）

本市においては、入札回数を2回としており、2回目の入札においても落札者がいない場合であって、かつ、2回目の最低応札額が予定価格と大きくかけ離れていない場合には、当該最低応札者と随意契約を行っています（予定価格を事前公表した案件を除く。）

(7) 落札者が契約を締結しないとき（第7号）

（本市取扱例）

第7号に基づく随意契約は、行っておりません。

2 件数

(1) 随意契約の件数

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
総件数（件）	437	344	291
うち継続工事	84	62	57
総契約金額（千円）	53,213,947	34,076,594	29,884,681

(2) 入札工事における不落随契約の割合（「外部からの要望・陳情等・契約業務の実態に関する調査結果」から抜粋） 対象期間：平成12年度～平成15年6月30日、

対象工事：「土木」、「ほ装」及び「建築」における格付等級A～C

	1回目で落札	2回目で落札	不落随契	総計
件数（割合）	924件（40%）	511件（22%）	882件（38%）	2,317件

6 関係法令

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(抜粋)

(受注機会の増大の努力)

第三条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

(中略)

(地方公共団体の施策)

第七条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

中小企業基本法(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(中略)

(基本理念)

第三条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

(中略)

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

7 「官公需の契約の手引き 施策の概要」(中小企業庁発行)(抜粋)

2 平成13年度「国等の契約の方針」の解説

国は、平成13年度における中小企業者に関する国等の契約の方針を次のとおり定め、国等の契約の締結に当たり、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保しつつ、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるとともに、国等の調達する物品等(工事及び役務を含む。以下同じ。)の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長するよう配慮するものとする。

なお、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

〔解説〕

- (1) 前文においては、この方針の実施に当たって「予算の適正な使用」と「中小企業者の自主的努力」等が不可欠の要件であることを述べるとともに、併せて、地方公共団体に対して、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者のための官公需確保対策を講ずるよう要請しています。
- (2) 国等の契約締結に当たっては、官公需の対価の支払財源が国等の予算により賄われているものであることから、財政法、会計法、予算決算及び会計令等の本旨に沿い、政府調達に関する国際規律との整合性を確保しつつ、適正かつ公正に予算の執行がなされなくてはなりません。

こうした国際規律として平成8年1月1日に世界貿易機関(WTO)の枠組みの下で運用される新たな「政府調達に関する協定(以下「新政府調達協定」という。)が発効しました。これにより従来政府調達協定において国の期間と一部の特殊法人(21法人)とされてきた適用対象期間がすべ

ての都道府県・政令指定都市及び大部分の特殊法人（84 法人（その後、統廃合により 56 法人に減少し、平成 13 年 4 月 1 日から 57 の独立行政法人が発足）に拡大され、また、従来物件の調達のみであった適用対象分野に建設工事を含む特定の役務が含まれました。したがって、この適用範囲に該当する官公需の調達は、すべて国内民待遇及び無差別待遇をはじめとする協定の規定に従って行われる必要があります（新政府調達協定の関連規定は、関係法律等の 5.関係法令等 [75 頁] を参照のこと。）。

一方で、現下の中小企業者を取り巻く情勢は非常に厳しいことから、この新政府調達協定、政府調達に関する行動計画、公共工事コスト縮減対策に関する行動指針等の各種行動計画との整合性をも確保しつつ、中小企業者の受注機械を確保しようとするものです。

(3) また、中小企業者の自主的な努力が、契約規模の大型化傾向、発注仕様の複雑化・高度化傾向の中にあって極めて重要であることはいうまでもありません。中小企業については、種々の施策が打ち出されていますが、そのような施策を活用し、近代化を図り、技術革新を果たすための中小企業者の努力が大きく期待されているところです。

(4) 消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるべく国等の姿勢を明確にしているところです。

(5) さらに、近年、いわゆる広義の官公需に占める地方公共団体のウェイトが高まっていること及び中小企業者にとって身近な存在であること等の理由から、中小企業者の地方公共団体への期待がますます高まっています。

このため、官公需確保法第 7 条（地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。）の趣旨を踏まえ、地方公共団体においても国等の契約の方針を参考として、それぞれの地域の実情に即した中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう国として要請しています。

このため、中小企業者から発注が一時的に集中しないような発注の平準化を図るとともに、週休2日制等労働時間短縮等が実現できるような適正な工期、納期の設定に配慮する等の強い要望もあります。

一方、政府は「ゆとりと豊かさ」を実感できる「生活大国」の実現を目指しており、その一環として労働時間の短縮を推進しています。

こうした中で、中小企業者が労働時間短縮を進めつつ、官公需の受注機会の増大を図っていくため、発注の平準化、納期、工期の適正化をより一層推進することとしたものです。

具体的には、国庫債務負担行為の活用、発注スケジュールの作成、法定労働時間の週40時間制の実施、中小企業者の週休2日制等の動きを踏まえ、週末発注・週初納入等明らかに労働時間短縮の妨げとなる発注の制御等、納期、工期の適正化に配慮した設定等所用の措置を講じることにより、本措置項目が円滑に実施されることが期待されます。

(8) 適正価格による発注

国等は、中小企業者に対する物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の実情、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

〔解説〕

官公需の発注に当たって、適正価格での発注は、中小企業者の受注確保、経営の安定に資するのみでなく、良質な物品等を調達するという観点からも十分留意すべきことです。

本項は、発注に当たっての予定価格の設定等に際して、原材料コストの変動等を十分に把握し、適正な価格での発注に配慮することを定めたものです。

また、消費税及び地方消費税について、その適正な転嫁を受け入れるべく価格設定の際に十分勘案すべきこととしています。

(9) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用

国等は、地方支分部局等の契約の限度額について、適時見直しを行い所要の引上げを図るとともに、地方支分部局等において消費される物品等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地元中小企業者等の受注機会の増大を図るものとする。

〔解説〕

国等が物品の買入れのための契約をする場合、中央における本省庁又は本社（団）において行われる場合と地方において行われる場合とがありますが、本項は、地方支分部局等の権限により行われる契約の限度額について、適時見直しを行い所要の引き上げを図るとともに、本省庁又は本社（団）において一括調達され、地方支分部局等において消費されている物品等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地元中小企業者等の受注機会の増大を図ることとしています。

（注）「地元中小企業者」とせず、「地元中小企業者等」と「等」を付した理由は、会計法の予算の適正な使用という建前に照らし、地元以外の中小企業者を必ずしも排除するものではないことを明らかにするためです。

(10) 中小建設業者に対する配慮

国等は、上記に掲げるもののほか、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢にかんがみ、中小工事の早期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

また、指名競争を行いに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。

特に公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の一層の活用等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。

また、地元建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。